○大東市営住宅条例施行規則

平成１０年３月３０日

規則第１３号

改正　平成１２年３月１７日規則第９号

平成１４年３月１４日規則第１０号

平成１５年１月２９日規則第１号

平成１６年３月３１日規則第１９号

平成１７年４月１日規則第２２号

平成１９年３月１４日規則第１０号

平成１９年１２月２８日規則第３３号

平成２１年１０月１日規則第３１号

平成２４年３月１２日規則第３号

平成２４年６月１３日規則第３５号

平成２５年３月２９日規則第５４号

平成２５年６月２０日規則第６１号

平成２５年９月３０日規則第７３号

平成２６年８月２６日規則第３４号

平成２８年３月２８日規則第２１号

平成３０年３月３０日規則第３２号

令和元年６月２６日規則第５号

大東市営住宅管理条例施行規則（昭和４３年規則第２３号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第３条）

第２章　市営住宅の管理（第４条―第３４条）

第３章　社会福祉事業等による市営住宅の活用（第３５条・第３６条）

第４章　特定公共賃貸住宅の管理（第３７条―第４０条）

第５章　市営住宅自動車駐車場の管理および運営（第４１条―第４５条）

第６章　補則（第４６条・第４７条）

付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、大東市営住宅条例（平成１０年条例第７号。以下「条例」という。）の施行（整備基準に係るものを除く。）に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例に規定する定義の例による。

第３条　削除

第２章　市営住宅の管理

（公募の例外）

第４条　条例第５条第１号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき住民基本台帳に記録されている者

(2)　災害の発生原因者でないこと。

２　条例第５条第２号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　条例第５条第４号から第６号までの規定に該当する者以外のもので、不良住宅の撤去により住宅を失った者であることについて公的な機関の証明書を得られる者

(2)　条例第６条に規定する市営住宅の入居資格に適合する者であること。

（入居者の資格）

第４条の２　条例第６条第１項第２号ア（イ）の規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める程度とする。

(1)　身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する程度

(2)　精神障害　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する１級または２級に該当する程度

(3)　知的障害　前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

（入居の申込み）

第４条の３　条例第８条の規定による市営住宅の申込みは、住宅入居申込書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

(1)　申込者および申込者に同居しようとする親族の住民票の写し（申込者との続柄が明らかになるもの。）

(2)　申込者および申込者に同居しようとする親族の申込み前年の収入の額を証明する書類

(3)　同居しようとする親族のうち婚姻の予約をしているものにあっては、結婚予定申出書（様式第２号）

(4)　次条各号（第２号を除く。）に掲げるものにあっては、当該各号に該当することを証明する書類

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（特別の配慮が必要である者）

第５条　条例第９条第５項に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1)　新婚世帯　婚姻の届出をしてから市営住宅の入居募集期間の末日までの期間が１年以内の世帯（すでに内縁関係である者は、同居することとなった日から市営住宅の入居募集期間の末日までの期間が１年以内の世帯とし、婚姻の予定者については、市営住宅の入居募集期間の末日から起算して６０日以内に婚姻の届出が完了する世帯）

(2)　ひとり親世帯　２０歳未満の者を扶養し、かつ、配偶者のいない者（父または母に限る。）が世帯主である世帯

(3)　高齢者世帯　市営住宅の入居募集期間の末日において、満６０歳以上の入居者がその配偶者のみと、または満６０歳以上の２親等以内の親族もしくは満１８歳未満の２親等以内の親族と同居し、または同居しようとするものがいる世帯

(4)　障害者世帯　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳１級から４級までのいずれかの交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者または療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者がいる世帯

(5)　ハンセン病療養所入所者等がいる世帯　平成８年３月３１日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者がいる世帯

(6)　中国残留邦人が同居する世帯　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第２条第１項および第６条第２項に規定する中国残留邦人等と同居の世帯

(7)　親子近居世帯　親子近居向けに市営住宅の入居の募集を実施する各市営住宅について、市長が別に定める指定地域内において、親の世帯または子の世帯が市営住宅の入居募集期間末日から起算して１年以上住んでいる場合で、当該市営住宅に入居を希望する世帯

(8)　子育て世帯　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの者およびその保護者がいる世帯

（入居決定通知）

第６条　条例第１０条第１項に規定する市営住宅の入居の決定通知は、決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

第７条　削除

（請書）

第８条　条例第１１条第１項第１号に規定する請書（様式第５号）を提出するときは、当該請書に入居決定者の大東市印鑑登録および証明に関する条例（平成９年条例第７号）に基づき登録された印鑑を押印し、その印鑑の印鑑登録証明書を添付して市長に提出しなければならない。

２　第１２条第２項または第３項の規定により居住の承継承認が行われたときは、請書を改めて提出しなければならない。

（入居承認通知）

第９条　条例第１１条第３項に規定する市営住宅の入居可能日の通知は、入居承認通知書（様式第６号）により行うものとする。

（同居承認）

第１０条　条例第１３条に規定する市営住宅の同居の承認申請は、同居承認申請書（様式第７号）を市長に提出することにより行うものとする。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、同居の承認の諾否を決定し、その旨を同居承認決定通知書（様式第８号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（異動届）

第１１条　入居者は、入居者またはその同居者（以下「同居者」という。）に出生、死亡、

転出、氏名の変更等の異動が生じたときは、異動届出書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定により、入居者が出生を理由として異動届出書を提出したときは、同居承認申請書が提出されたものとみなす。

（承継承認）

第１２条　条例第１４条に規定する市営住宅の居住の承継承認申請は、承継承認申請書（様式第１０号）を市長に提出することにより行うものとする。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、承継の承認の諾否を決定し、その旨を承継承認決定通知書（様式第１１号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

３　市長は、同居承認を得て同居していた者を引き続き当該市営住宅に居住させるべき特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、居住の承継承認を行うことができる。

（事業主体の定める数値）

第１３条　条例第１５条第２項に規定する事業主体の定める数値は、公営住宅の設備、利便性その他要素となる事項を勘案して、市長が別に定める。

（収入の申告）

第１４条　条例第１６条第１項に規定する収入の申告は、収入申告書（様式第１２号）に当該収入の額を証明する書類を添付して市長に提出することにより行うものとする。この場合において、新たに市営住宅に入居した者の提出すべき収入申告書が、入居当初に提出したものと同じときは、当該当初に提出された申告書をもって当該年度の申告書に代えるものとする。

２　条例第１６条第３項に規定する収入額の認定通知は、収入額認定等通知書（様式第１３号）を当該申告をした者（同条第１項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則（昭和２６年建設省令第１９号。以下「法施行規則」という。）第９条に規定する方法により収入の額を認定した者）に送付することにより行うものとする。

３　条例第１６条第４項に規定する収入額の認定に対する意見は、前項の通知書を受け取った日から起算して３０日以内に、収入認定意見申出書（様式第１４号）に証拠書類を添付して行わなければならない。

（家賃の減免および徴収猶予）

第１５条　条例第１７条第１号から第３号までに規定する場合とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　条例第２条第４号に規定する収入が７４，０００円以下である場合（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者を除く。）

(2)　前号の収入から、当該収入を得た年に療養に要した費用を１２で除して得た額を引いて得た額が、７４，０００円以下である場合

(3)　第１号の収入から、当該収入を得た年に災害の復旧に要した費用を１２で除して得た額を引いて得た額が、７４，０００円以下である場合

２　生活保護法による保護を受けている世帯において、次に掲げる場合は、条例第１７条第４号に規定する市長が特別の事情があると認めて家賃の減免を行うものとする。

(1)　家賃の額が生活保護法の規定による住宅扶助の額を超えているとき。

(2)　長期入院により、住宅扶助の支給を停止されたとき（明渡しの請求を受けているときを除く。）。

３　家賃の減免の期間は、申請のあった日の属する月の翌月からその年度の３月までとし、徴収猶予の期間は、３か月以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これらの期間を延長することができる。

（敷金）

第１６条　条例第２０条第１項の規定による敷金の額は、当該市営住宅の入居時における３か月分の家賃に相当する額とする。

２　敷金の徴収猶予の期間は、３か月以内とする。

（減免および徴収猶予の手続）

第１７条　入居者は、家賃および敷金の減免または徴収猶予を受けようとするときは、減免または徴収猶予申請書（様式第１５号）に、条例第１７条各号に該当することを証明する書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、減免または徴収猶予の諾否を決定し、減免または徴収猶予決定通知書（様式第１６号）により申請した者に通知するものとする。

（納入通知）

第１８条　条例第１８条第２項の規定による家賃の納付は、市長が事前に入居者に送付した納入通知書（様式第１７号）により行うものとする。

（督促）

第１９条　条例第１９条の規定による督促は、督促状（様式第１８号）を送付することにより行うものとする。

（修繕費用の負担）

第２０条　条例第２１条に規定する入居者が負担すべき市営住宅の補修等の費用は、次のとおりとする。

(1)　屋内建築物のうち、軽微な修繕にかかる費用

(2)　建物外部周りおよび屋外付帯設備のうち、軽微な修繕または管理に係る費用

(3)　給排水衛生設備のうち、軽微な修繕または保守管理に係る費用

(4)　電気設備のうち、軽微な修繕または保守管理に係る費用

２　前項各号に定めるもののほか、入居者の責めに帰すべき事由による故障等に係る補修費用または修繕等に係る費用は、入居者が負担するものとする。

３　市長は、特別の事由があると認めるときは、入居者が負担すべき費用についてその一部または全部を減額することができる。

（共益費の範囲）

第２０条の２　条例第２２条の２第１項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1)　自転車駐車場およびごみ収集場に係る光熱水費

(2)　共同水栓に係る水道使用料金

(3)　条例第２２条第３号から第６号までに規定する費用

(4)　前３号に掲げるもののほか、市営住宅の使用または管理上、当然に入居者が負担しなければならない軽微な費用

２　前項の規定にかかわらず、大阪府から取得した市営住宅に係る条例第２２条の２第１項の規則で定める費用は、市長が別に定める。

（共益費の額の算定）

第２０条の３　条例第２２条の２第２項の共益費の算定方法は、市営住宅ごとの前年中における前条第１項各号に規定する費用の合計額を参考に当該年度の共益費の額を算定するものとし、これを毎年度４月１日における当該市営住宅の管理戸数で除した額を一世帯当たりの共益費とする。

２　前項の一世帯当たりの共益費は１２か月の分割で徴収するものとする。ただし、その額に１０円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

３　前２項の規定にかかわらず、大阪府から取得した市営住宅に係る条例第２２条の２第２項の共益費の算定方法は、市長が別に定める。

（共益費の減額）

第２０条の４　条例第２２条の２第４項に規定する共益費の減額の規定は、生活保護法第１１条第１項第１号に規定する生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている世帯について適用する。

２　前項の場合において、減額をする期間は生活扶助を受けている期間とし、減額する額は、前条第１項の一世帯当たりの共益費の半額とする。ただし、その額に１０円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。

（準用）

第２０条の５　第１９条の規定は、共益費の督促状の送付について準用する。この場合において、第１９条中「条例第１９条」とあるのは「条例第２２条の２第３項」と読み替えるものとする。

（一時不在の届出）

第２１条　条例第２３条第３項の規定による一時不在の届出は、一時不在届出書（様式第１９号）により行うものとする。

２　入居者は、前項の規定による一時不在の状態が解消したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

（相互交換願）

第２２条　条例第５条第８号の規定により、市営住宅の入居者が相互に入れ替わろうとするときは、住宅相互交換申請書（様式第２０号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（併用の承認）

第２３条　市営住宅以外の用途との併用の承認は、その目的が当該市営住宅の管理または福利厚生上特に必要があると認められた場合に限り行うものとする。

２　前項の規定による承認の申請は、他の用途への併用承認申請書（様式第２１号）を市長に提出することにより行うものとする。

３　市長は、前項の申請があったときは、その諾否を決定し、併用承認決定通知書（様式第２２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（模様替または増築の承認）

第２４条　市営住宅の模様替または増築の承認は、市長が別に定める基準に該当する場合に限り行うものとする。

２　前項の規定による承認の申請は、模様替・増築承認申請書（様式第２３号）を市長に提出することにより行うものとする。

３　市長は、前２項の申請があったときは、その諾否を決定し、模様替・増築承認決定通知書（様式第２４号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（収入超過者等に対する通知）

第２５条　条例第２５条第１項の規定による収入超過者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した収入超過者認定通知書（様式第２５号）を当該収入超過者に通知することにより行うものとする。

(1)　支払うべき家賃の額

(2)　家賃を納付すべき期間

(3)　市営住宅に明渡努力義務が生じている旨

２　条例第２５条第２項の規定による高額所得者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した高額所得者認定通知書（様式第２６号）を当該高額所得者に通知することにより行うものとする。

(1)　支払うべき家賃の額

(2)　家賃を納付すべき期間

(3)　市営住宅の明渡請求の対象となる旨

３　条例第２５条第３項に規定する収入額の認定に対する意見は、前項の通知書を受け取った日から起算して３０日以内に、収入認定意見申出書に証拠書類を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

（住宅の明渡し）

第２６条　条例第２８条第１項、条例第３３条第１項ならびに条例第３８条第１項第１号および第３号から第７号までに規定する明渡しの請求は、明渡請求書（様式第２７号）を送付することにより行うものとする。

２　条例第３８条第１項第２号に係る明渡しの請求手続は、市長が別に定める。

３　条例第２８条第４項の規定による明渡期限の延長は、住宅明渡期限延長申請書（様式第２８号）に、同項各号のいずれに該当するかを証する書類を添付して行わなければならない。

４　市長は、前項の申出があったときは、その諾否を決定し、明渡期限延長決定書（様式第２９号）により当該申出をした者に通知するものとする。

５　明渡し期限の延長は、２年を限度とする。

（明渡期限到来後の家賃）

第２７条　条例第２９条第２項に規定する明渡期限到来後の高額所得者の家賃の額および条例第３３条第３項に規定する建替事業に係る明渡期限到来後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の２倍に相当する額とする。

（住宅あっせん願）

第２８条　条例第３０条に規定する他の公的資金による住宅へのあっせんの依頼は、住宅あっせん願（様式第３０号）を市長に提出することにより行うものとする。

（建替市営住宅への入居申込）

第２９条　条例第３４条に規定する建替後の市営住宅への入居申込みは、第４条の３に規定する住宅入居申込書を市長に提出して行うものとする。

（住宅返還届）

第３０条　条例第３７条第１項に規定する市営住宅の明渡しは、住宅返還届（様式第３１号）を市長に提出して行うものとする。

（明渡請求日以後の徴収する金銭）

第３１条　条例第３８条第３項および第４項に規定する請求の日の翌日から明渡の日までの期間において徴収する金額は、近傍同種の住宅の家賃の２倍に相当する額とする。

（市営住宅監理員の職務）

第３２条　市営住宅監理員（以下「監理員」という。）は、概ね次に掲げる事項を処理するものとする。

(1)　入居者または同居者の居住および異動の確認に関すること。

(2)　家賃その他金銭の徴収に関すること。

(3)　入居者からの申請および届出に関すること。

(4)　入居者の退去時における市営住宅の検査および引継ぎに関すること。

(5)　不正入居の防止に関すること。

(6)　条例第２３条および第２４条に規定する入居者の保管義務等に関すること。

(7)　市営住宅および共同施設の敷地の管理に関すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項に関すること。

（市営住宅管理人）

第３３条　市営住宅管理人（以下「管理人」という。）の任期は、１年とし、原則として住宅団地ごとに市長が任命する。

２　市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1)　疾病その他の原因により職務を遂行することが困難または不可能になったとき。

(2)　居住している住宅団地から転出するとき。

(3)　解任の申出があったとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が管理人として不適当と認めたとき。

３　管理人の職務は、条例第３９条第３項に規定するほか、市長が別に定める職務を行う。

４　管理人の報酬は、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（平成２５年条例第３２号）に規定する額の範囲内で市長が別に定める。

（監理員および管理人の証票等）

第３４条　監理員の証票は、大東市営住宅監理員之証（様式第３２号）とし、管理人の証票は、大東市営住宅管理人之証（様式第３３号）とする。

第３章　社会福祉事業等による市営住宅の活用

（申請等）

第３５条　条例第４１条第１項に規定する市営住宅の社会福祉事業等への活用に係る申請は、市営住宅使用許可申請書（様式第３４号）により行うものとする。

２　市長は、前項の申請があったときは、その諾否を決定し、市営住宅使用決定通知書（様式第３５号）により当該申請した者に通知するものとする。

３　条例第４１条第２項に規定する市営住宅の社会福祉事業等への活用に係る許可は、１年以内とし、更新を妨げない。

４　条例第４４条に規定する使用状況の報告は、使用状況報告書（様式第３６号）により行わせるものとする。

（使用料）

第３６条　条例第４２条に規定する使用料は、条例第１５条の規定により算出した額とする。

第４章　特定公共賃貸住宅の管理

（家賃の減免および徴収猶予）

第３７条　条例第４９条において準用する第１７条第１号から第３号に規定する場合とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　所得が７４，０００円以下である場合

(2)　前号の所得から、当該収入を得た年に療養に要した費用を１２で除して得た額を引いて得た額が、７４，０００円以下である場合

(3)　第１号の収入から、当該収入を得た年に災害の復旧に要した費用を１２で除して得た額を引いて得た額が、７４，０００円以下である場合をいう。

２　家賃の減免の期間は、申請のあった日の属する月の翌月からその年度の３月までとし、徴収猶予の期間は、３か月以内とする。

（減免の特例）

第３８条　前条の規定にかかわらず、条例第４９条において準用する第１７条第１項の規定により、所得（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第１６号）第１条第３号に規定するもの。以下同じ。）が次の表の区分の欄に掲げるものは、特定公共賃貸住宅の管理開始の日から２０年以内で市長が別に定める期間、同表の所得の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算式によって算出した額（当該算出した額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が当該特定公共賃貸住宅の家賃の額を超えるときは、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額とする。以下「入居者負担額」という。）を当該入居者の家賃の額から控除した額を減免する。

項	区分	算式
1	所得が３２２，０００円以下	A×１．０５[b]
2	所得が３２２，０００円を超え、４４５，０００円以下	
3	所得が４４５，０００円を超え、６０１，０００円以下	

備考

A　当該特定公共賃貸住宅の家賃の額に、１の項においては１０分の６、２の項においては１０分の７、３の項においては１０分の８を乗じた額を下限として、この表の区分別に市長が定める額

b　当該特定公共賃貸住宅の管理開始の日以後の最初の１０月１日前に減免を受けようとする家賃の納付の期限が到来する場合にあっては０、同日以後に減免を受けようと

する家賃の納付の期限が到来する場合にあっては同日から当該納付の期限までに経過した年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

２　前項の規定にかかわらず、入居者の所得が増加し、所得の区分が前項の表の区分の１の項から２の項もしくは３の項または２の項から３の項に移行した入居者に係る入居者負担額は、移行前の所得の区分に応じた入居者負担額と移行後の所得の区分に応じた入居者負担額の差額に所得の区分の移行のあった年の基準日から１年間にあっては４分の１、基準日から１年を経過した日から１年間にあっては２分の１、基準日から２年を経過した日から１年間にあっては４分の３を、それぞれ乗じて得た額を、移行前の所得の区分に応じた入居者負担額に加えた額（当該算出した額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、「経過措置後の入居者負担額」という。以下この条において同じ。）とする。

３　経過措置後の入居者負担額の適用を受けている入居者の所得の区分が第１項の表の区分の２の項から３の項に移行した場合にあっては、当該移行のあった年の基準日から前項の規定を適用する。この場合において、「移行前の所得の区分に応じた入居者負担額」とあるのは「経過措置後の入居者負担額」とする。

（準用）

第３９条　第４条、第４条の３（第４号を除く。）、第５条、第６条、第８条から第１２条まで、第１５条から第２４条まで、第３０条、第３２条から第３４条までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第４条	条例第５条第１号	条例第４９条において準用する条例第５条第１号
	条例第５条第２号	条例第４９条において準用する条例第５条第２号
	条例第５条第４号から６号まで	条例第４９条において準用する条例第５条第４号から６号まで
第４条の３	条例第８条	条例第４９条において準用する条例第８条
	市営住宅	特定公共賃貸住宅

第５条	条例第９条第５項	条例第４９条において準用する条例第９条第５項
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第６条	条例第１０条第１項	条例第４９条において準用する条例第１０条第１項
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第８条	条例第１１条第１項第１号	条例第４９条において準用する条例第１１条第１項第１号
第９条	条例第１１条第３項	条例第４９条において準用する条例第１１条第３項
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第１０条	条例第１３条	条例第４９条において準用する条例第１３条
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第１２条	条例第１４条	条例第４９条において準用する条例第１４条
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第１５条	条例第１７条第１号から第３号まで	条例第４９条において準用する条例第１７条第１号から第３号まで
	条例第２条第４号に規定する収入	所得
	前号の収入	前号の所得
	第１号の収入	第１号の所得
	条例第１７条第４号	条例第４９条において準用する条例第１７条第４号
第１６条	条例第２０条第１項	条例第４９条において準用する条例第２０条第１項
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第１７条	条例第１７条各号	条例第４９条において準用する条

		例第１７条各号
第１８条	条例第１８条第２項	条例第４９条において準用する条例第１８条第２項
第１９条	条例第１９条	条例第４９条において準用する条例第１９条
第２０条	条例第２１条	条例第４９条において準用する条例第２１条
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第２０条の２	条例第２２条の２第１項	条例第４９条において準用する条例第２２条の２第１項
	条例第２２条第３号から第６号まで	条例第４９条において準用する条例第２２条第３号から第６号まで
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第２０条の３	条例第２２条の２第２項	条例第４９条において準用する条例第２２条の２第２項
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第２０条の４	条例第２２条の２第４項	条例第４９条において準用する条例第２２条の２第４項
第２０条の５	条例第２２条の２第３項	条例第４９条において準用する条例第２２条の２第３項
第２１条	条例第２３条第３項	条例第４９条において準用する条例第２３条第３項
第２２条	条例第５条第８号	条例第４９条において準用する条例第５条第８号
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第２３条、第２４条	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第３０条	条例第３７条第１項	条例第４９条において準用する条例第３７条第１項
	市営住宅	特定公共賃貸住宅

第３２条	市営住宅監理員	特定公共賃貸住宅監理員
	条例第２３条および第２４条	条例第４９条において準用する条例第２３条および第２４条
	市営住宅	特定公共賃貸住宅
第３３条	市営住宅管理人	特定公共賃貸住宅管理人
	条例第３９条第３項	条例第４９条において準用する条例第３９条第３項
第３４条	大東市営住宅監理員之証	特定公共賃貸住宅監理員之証
	大東市営住宅管理人之証	特定公共賃貸住宅管理人之証

（様式）

第４０条　特定公共賃貸住宅に係る申請、届出および通知等は、市営住宅に関する様式に準じて作成した様式を用いて行うものとする。

第５章　市営住宅自動車駐車場の管理および運営

（使用者の資格）

第４１条　条例第５２条の規則で定める資格は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　入居者もしくは同居者または条例第４０条に規定する使用許可を受けた社会福祉法人等が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(2)　第２６条第１項および第２項または条例第６３条に規定する明渡しの請求を受けていないこと。

２　前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、駐車場の使用者の資格を別に定めることができる。

（使用の申請および決定）

第４２条　条例第５３条の規定による駐車場の使用の申込みは、市営住宅自動車駐車場使用許可申請書（様式第３７号）を市長に提出して行うものとする。

２　市長は、前項の申請があったときは、その諾否を決定し、市営住宅自動車駐車場使用決定通知書（様式第３８号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（届出事項の変更）

第４２条の２　使用者は、駐車している自動車を変更しようとするときは、市営住宅駐車自動車変更届出書（様式第３９号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の届出があった場合において、市営住宅自動車駐車場の使用料の変更を行う必要があると認めるときは、市営住宅自動車駐車場使用料変更通知書（様式第４０号）により使用者に通知するものとする。

（使用の手続）

第４３条　条例第５６条第１項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　車検証の写し

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（使用料の減免）

第４４条　条例第５８条の規定による使用料の減免は、駐車場を使用する者が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。ただし、既納の使用料は除く。

(1)　災害により次に掲げる損害を受け、生活が著しく困難になった場合

ア　大東市災害見舞金等給付条例施行規則（昭和４７年規則第９号）第６条の規定による全焼、全壊または流失に該当するとき　使用料の全額（ただし、災害のあった日の属する月の翌月から起算して６か月間に限る。）

イ　大東市災害見舞金等給付条例施行規則第６条の規定による半焼、半壊または床上浸水等に該当するとき　使用料の２，０００円（ただし、災害のあった日の属する月の翌月から起算して６か月間に限る。）

(2)　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第４５条第１項ただし書の規定により大阪府公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者　使用料の全額

(3)　使用者の属する世帯が生活扶助を受けている世帯で、自動車を保有することを特に認められている者　使用料の半額（ただし、軽自動車区画を除き、減免後の額が３，０００円を下回る場合は、月額３，０００円とする。）

(4)　使用者の属する世帯の世帯全員の市民税が減免を申請する日の属する年度（４月および５月に申請する場合は、前年度）において非課税であるとき　使用料の２，０００円

(5)　特別設計住宅専用区画を使用するとき　使用料の全額

２　前項の場合において、減免を行う期間は、同項第２号および第４号については減免の申請のあった日の属する月の翌月からその年度の３月末日までとし、同項第３号については生活扶助を受けている期間とし、同項第５号については車いす常用者が特別設計住

宅に入居している期間とする。

３　条例第５８条の規定による使用料の減免は、減免を受けようとする者が居住する住宅について、１台限りとする。

４　条例第５８条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、自動車駐車場使用料減免申請書（様式第４１号）に、減免の対象となることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

５　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、減免の諾否を決定し、自動車駐車場使用料減免決定通知書（様式第４２号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（準用）

第４４条の２　条例第６５条において準用する条例第１９条の規定による駐車場の使用料の督促は、督促状（様式第４３号）を送付することにより行うものとする。

（駐車場の返還）

第４５条　条例第６５条において準用する第３７条第１項の規定により駐車場を明け渡そうとするときは、自動車駐車場返還届（様式第４４号）を市長に提出して行うものとする。

第６章　補則

（家賃等の端数計算）

第４６条　条例第１５条第１項の規定により市営住宅の家賃もしくは近傍同種の住宅の家賃を算定する場合または条例第１８条第３項もしくは第２７条第１項の規定により市営住宅の家賃を算定する場合において、その額に１００円未満の端数があるとき、またはその全額が１００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

２　条例第３５条または第３６条の規定により家賃を減額する場合において、減額する額に１００円未満の端数があるとき、またはその全額が１００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を１００円に切り上げる。

３　条例第６５条において準用する条例第１８条第３項の規定により駐車場の使用料を算定する場合において、その額に１００円未満の端数があるとき、またはその全額が１００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

（補則）

第４７条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成１０年４月１日から施行する。ただし、第１４条第２項および第３項ならびに第２５条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際改正前の大東市営住宅管理条例施行規則の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（大東市公印規則の一部改正）

3　大東市公印規則（平成７年規則第２号）を次のように改正する。

別表第２第３２項中「諸証明、家賃の徴収に関する納付通知書」を「文書、諸証明および納入通知書」に改める。

付　則（平成１２年規則第９号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

付　則（平成１４年規則第１０号）

（施行期日）

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の大東市営住宅条例施行規則第５条の規定は、同条第４号に規定する対象地域に居住する世帯の生活環境が改善されるまでの間は、なおその効力を有する。

付　則（平成１５年規則第１号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

付　則（平成１６年規則第１９号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行し、平成１６年度分の使用料から適用する。

付　則（平成１７年規則第２２号）

（施行期日）

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の大東市営住宅条例施行規則の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付　則（平成１９年規則第１０号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、改正後の第１条、第３条、第４条、第７条、第８条、第１０条および第１２条に掲げる規則中の会計管理者に関する規定は適用せず、改正前の当該各規則中の収入役に関する規定は、なおその効力を有する。

３　改正前の第２条から第１２条（第３条、第４条および第６条を除く。）までの規則の規定に基づき作成した用紙は、改正後の当該各規則の規則の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付　則（平成１９年規則第３３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年１月１日から施行する。ただし、第４４条の規定は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の大東市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付　則（平成２１年規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成２４年規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（入居者の資格）

２　昭和３１年４月１日以前に生まれた者の入居の資格については、この規則による改正後の第４条の２第１項第１号の規定にかかわらず、その者が６０歳に達する日までの間、同号の規定に該当する者とみなす。

付　則（平成２４年規則第３５号）

この規則は、平成２４年７月９日から施行する。ただし、様式第３２号を改める改正規定は、公布の日から施行する。

付　則（平成２５年規則第５４号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則（平成２５年規則第６１号）

この規則は、平成２５年７月１日から施行する。

付　則（平成２５年規則第７３号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年１０月１日から施行する。

付　則（平成２６年規則第３４号）

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

付　則（平成２８年規則第２１号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則（平成３０年規則第３２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の大東市営住宅条例施行規則の規定により作成した用紙は、改正後の大東市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付　則（令和元年規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の大東市営住宅条例施行規則の規定により作成した用紙は、改正後の大東市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第４条の３関係）

（表）

住宅入居申込書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

この申込書の記載内容が事実に相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと、および入居しようとする者が暴力団員でないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて警察の意見を聴くことに同意の上、申し込みます。

<table>
<tr><td rowspan="2">申込者</td><td>住所</td><td colspan="2">（　　方）</td><td rowspan="2">勤務先</td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">ふりがな
電話
携帯</td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">市営住宅に入居しようとする者</td><td colspan="2">（ふりがな）
氏　　名</td><td>生年月日</td><td>続柄</td><td>勤務先</td><td colspan="2">同居別居の　別</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td><td colspan="2">同・別</td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td><td colspan="2">同・別</td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td><td colspan="2">同・別</td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td><td colspan="2">同・別</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td><td colspan="2">同・別</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td><td colspan="2">同・別</td></tr>
<tr><td colspan="7">（別居先住所）</td></tr>
<tr><td colspan="6">今回申し込まれる住宅の申込区分番号を記入してください。
（募集住宅一覧表　　～　　ページに記載してあります。）</td><td>申込区分</td></tr>
<tr><td>親子近居の相手方</td><td colspan="6">親子近居世帯向け募集に申込みされる場合は、近居しようとする相手世帯の状況を記入してください。
（住所）
（氏名）　　（続柄）　　（電話）</td></tr>
</table>

受付　　年　　月　　日　　受付番号

（裏）

次の１～４の質問にお答えください。

（あてはまるものに〇印をつけ、必要事項を記入してください。）

問１　現在、お住まいの住宅の種類に〇印をつけてください。 ・本人の持ち家　・親族の持ち家　・公営住宅　・公社、ＵＲ住宅 ・民間賃貸住宅　・社宅、寮　・間借り　・その他（　　）
問２　入居しようとする方の中に住宅の所有者がいますか。 ・いる　　・　いない
問３　住宅に困っている理由はなんですか。※複数回答可 ・家賃が高い　・住宅が狭い　・住宅が古くいたんでいる　・環境が悪い ・災害の危険がある　・結婚するため　・他の世帯の同居から独立したい ・介護等目的の親族との近居　・その他（　　）
問４　あなたの世帯について、あてはまるものに〇印をつけてください。 ◎単身者世帯の場合 ・６０歳以上の者（経過措置として昭和３１年４月１日以前に生まれた方を含む。） ・身体障がい者（１級～４級）　・精神障がい者　・知的障がい者 ・ＤＶ被害者　・戦傷病者　・５年以内の海外引揚者　・原子爆弾被爆者 ・ハンセン病療養所入所者等　・生活保護受給者　・中国残留邦人 ・上記に該当しない者 ◎２人以上の世帯の場合 ・高齢者世帯　・一人親世帯　・１８歳までの子どもがいる世帯 ・身体障がい者がいる世帯　・車いす常用者がいる世帯 ・精神障がい者がいる世帯　・知的障がい者がいる世帯 ・原子爆弾被爆者がいる世帯　・５年以内の海外引揚者がいる世帯 ・戦傷病者がいる世帯　・ハンセン病療養所入所者等がいる世帯 ・生活保護受給世帯　・婚姻後１年を経過していない世帯 ・入居時までに婚姻予定の世帯　・上記に該当しない世帯

様式第２号(第４条の３関係)

結婚予定申出書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(申込者)住所
氏名　　印

(婚約者)住所
氏名　　印

住宅の入居申込みをするにあたり、次のとおり、結婚する予定であることを申出します。

記

結婚予定日　　年　　月　　日

様式第３号（第６条関係）

決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

市営住宅等への入居について、大東市営住宅条例第１０条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

決定の内容		入居の決定		落選

（以下、入居の決定の場合）

１　住宅名および住宅番号　　住宅　　号

２　住宅の家賃　　月額　　円（ただし、　　年　　月まで）

３　住宅の敷金　　金　　円

４　敷金の納入期限　　年　　月　　日

５　入居者および同居者

入居者および同居者氏名	生年月日	入居者との続柄	入居者および同居者氏名	生年月日	入居者との続柄
	．　．			．　．	
	．　．			．　．	
	．　．			．　．	

６　その他特記事項

備考１　敷金を納入期限までに納入しない場合は、入居の決定を取り消すことがあります。

２　この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日（市長に審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第５号（第８条関係）

請書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（入居者）住所

氏名　　印

年　　月　　日付け　　第　　号により、下記の市営住宅等の入居／承継　が　決定／承認されましたが、当該住宅の使用については、公営住宅法等の関係法令、大東市営住宅条例および同条例施行規則の規定ならびに市長が別途指示する事項を堅く守ることを誓約いたします。

記

１　住宅名および住宅番号　　住宅　　号

２　住宅の家賃　　月額　金　　円（ただし、　　年　　月まで）

３　住宅の敷金　　金　　円

備考１　入居者の収入について、市町村発行の所得証明書またはこれに代わる収入を証明する書類（発行後３か月以内のもの）を添付すること。

２　入居者の印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）を添付すること。

様式第6号(第9条関係)

入居承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付け　　第　　号により入居決定の通知をしました住宅については、下記の条件をつけて承認したので、大東市営住宅条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

1　住宅名および住宅番号　　住宅　　号

2　住宅の家賃　　月額　金　　円(ただし、　　年　　月まで)

3　住宅の敷金　　金　　円

4　入居期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

5　入居期間内に入居しない場合は、本承認を取り消すものとする。

6　入居期間内に入居できない理由があるときは、あらかじめその旨を申し出て承認を受けなければならない。ただし、その延長期間は15日以内とする。

7　入居家族(入居者および同居者)は、次表に記載の者に限ります。なお、入居承認後の家族の異動は、その都度　　までお届けください。

入居者および同居者氏名	生年月日	入居者との続柄			
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	

8　住宅明渡し、建替え等については公営住宅法を遵守すること。

様式第７号（第１０条関係）

同居承認申請書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（入居者）住所

（ふりがな）

氏名

下記の者を同居させたいので、同居しようとする者が暴力団員でないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて警察の意見を聴くことに同意の上、申請します。

記

住宅名および 住　宅　番　号	住宅　　号			
（ふりがな） 同居をしようとする者の氏名	生年月日	続柄	住　　所	勤 務 先
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
申　　請　　理　　由				

備考　同居をしようとする者の所得を証する書類を添付すること。

様式第８号（第１０条関係）

同居承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付であった同居の申請については、下記のとおり決定したので、大東市営住宅条例施行規則第１０条の規定により通知します。

記

決　定　の　内　容	・許可する ・不許可とする	（不許可の理由　　）

（以下許可の場合）

住宅名および住宅番号	住宅　　号				
現入居者の氏名等					
入居者および同居者氏名	生年月日	入居者との続柄	入居者および同居者氏名	生年月日	入居者との続柄
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
同居承認をした者の氏名等					
同居者氏名	生年月日	入居者との続柄	同居者氏名	生年月日	入居者との続柄
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	

※住宅の明渡し、建替え等については、大東市営住宅条例の規定を遵守すること。

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日（市長に審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第11条関係)

異動届出書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(入居者)
住所
氏名

入居者または同居者に異動がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

異動者氏名	生年月日	入居者との続柄	異動年月日	異動理由 (該当事項に○をつけること。)
	.　.			結婚・出生・死亡・転出 その他(　　)
	.　.			結婚・出生・死亡・転出 その他(　　)
	.　.			結婚・出生・死亡・転出 その他(　　)
	.　.			結婚・出生・死亡・転出 その他(　　)
	.　.			結婚・出生・死亡・転出 その他(　　)

様式第１０号(第１２条関係)

承継承認申請書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（申請者）住所

(ふりがな)

氏名

次のとおり入居者の地位を承継したいので、承継しようとする者およびその同居者が暴力団員でないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて警察の意見を聴くことに同意の上、申請します。

住宅名および 住 宅 番 号	住宅　　号		
(ふりがな) 旧入居者氏名		旧入居者との 続　　柄	
(ふりがな) 同 居 者 氏 名	生　年　月　日		新入居者との続柄
	・　　・		
	・　　・		
	・　　・		
	・　　・		
	・　　・		
承　継　す　る　理　由			

様式第１１号（第１２条関係）

承継承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付で申請のあった入居承継承認の申請については、下記のとおり決定したので、大東市営住宅条例施行規則第１２条の規定により通知します。

記

決　定　の　内　容	・許可する ・不許可とする	不許可の理由

（以下許可の場合）

住宅の所在地					
住宅名および住宅番号	住宅　　号				
住宅の家賃	月額　金　　円（ただし、　　年　　月まで）				
入居者および同居者氏名	生年月日	入居者との続柄	入居者および同居者氏名	生年月日	入居者との続柄
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	
	・　・			・　・	

※入居家族（入居者および同居者）は、記載の者に限る。
※住宅の明渡し、建替え等については、大東市営住宅条例の規定を遵守すること。

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定があったことを知った日（市長に審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第１２号(第１４条関係)

収入申告書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

大東市営住宅条例第１６条の規定により、私および同居者の前年の収入を証明書添付のうえ、次のとおり申告します。また、家賃または家賃の減免の決定に必要があるときは、私および同居者の収入の状況について調査することに同意します。

住　宅　名	住宅　　号		
フ リ ガ ナ		電話番号	
入居者氏名	印		

	氏　名 生年月日	続柄	勤務先または職業 勤務先電話番号	所得の種類				総収入額 総所得額	特扶	老扶	障害	特障	寡ふ	備　考
入居者				給与	年金	事業	その他							
同居者				給与	年金	事業	その他							
				給与	年金	事業	その他							
				給与	年金	事業	その他							
				給与	年金	事業	その他							
				給与	年金	事業	その他							
				給与	年金	事業	その他							
				給与	年金	事業	その他							
別居扶養者														

様式第１３号（第１４条関係）

収入額認定等通知書

第　　号

年　　月　　日

様

大東市長

下記のとおり、あなたの　　年度の収入額を認定し、　　年度の家賃額を決定したので、大東市営住宅条例第１６条の規定により通知します。

記

住宅名および住宅番号	住宅　　号		
認　定　年　度			
所　得　額　合　計	控除額合計	認定月収額	備　　考
円	円	円	

氏　名	所　得　額	氏　名	所　得　額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

決定家賃額	減免額等	家賃納付額	家賃適用期間
円	円	円	年　月　日から 年　月　日まで

備考　この通知書による収入額の認定について、意見を述べようとする場合は、この通知書の送付を受けた日から３０日以内に、収入認定意見申出書にその理由を証する書類を添付して申し出てください。

様式第14号(第14条・第25条関係)

収入認定意見申出書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(入居者)住所
氏名

下記のとおり、認定を再検討していただくよう申し出ます。

記

1　認定の種類　・収入額認定
・収入超過者認定
・高額所得者認定

2　申出の内容　(　　)

3　添付書類

様式第１５号（第１７条関係）

（表）

減免または徴収猶予申請書（　　年度家賃用）

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（入居者）住所

氏名

家賃・敷金の減免または徴収の猶予について、下記のとおり申請します。

記

１　申請の区分　　・家賃の減免

・家賃の徴収猶予（　　か月）

・敷金の減免

・敷金の徴収猶予（　　か月）

２　住宅名および住宅番号

住宅　　号

３　申請の理由

□　月収が７４，０００円以下のため。

□　病気等により著しく収入が減少したため。

□　その他（　　）

様式第１５号（第１７条関係）

（裏）

誓約書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（入居者）住所

氏名

私は、家賃・敷金の減免または徴収の猶予を受けたときは、次の条項を必ず守ることを誓約します。

記

１　減免された家賃・敷金は、納入期限内に必ず納めます。

２　減免または徴収猶予の必要がなくなったときは、速やかにその旨を届け出ます。

３　減免または徴収猶予の期間満了後、引続き家賃・敷金の全額を負担することが困難であるときは、住宅替入居その他大東市の指示に従います。

４　徴収猶予の期間満了後は、猶予期間中の家賃・敷金は次の方法により期限内に必ず納めます。

納入期限　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

月当たり　　円

５　詐欺その他の不正の行為により、家賃の全部または一部の徴収を免れたときは、条例第７０条の規定により、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５０，０００円を超えないときは、５０，０００円とする。）以下の過料を支払います。

様式第16号(第17条関係)

減免または徴収猶予決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで申請された　家賃・敷金の減免または徴収猶予については、下記のとおり決定しましたので、大東市営住宅施行規則第17条の規定により通知します。

決定の内容	・承認する ・不承認とする　（不承認の理由　　）

(以下承認の場合)

1　住宅名および住宅番号　　住宅　　号

2

		現行家賃	減免額	納入すべき額
減免	家賃			
	敷金			
徴収猶予			徴収猶予の期間	
	家賃			
	敷金			

様式第１７号（第１８条関係）

（表）

納入通知書兼領収証書㊞家

㊞	口座番号	
	加入者	

（大東市）

様分	
年度	月分
市営住宅家賃（住宅等使用料）	
金額	円
上記のとおり、その月の末日までに納めてください。この領収証書は、大東市が指定する金融機関、または大東市出納員（現金取扱員）の領収印の押印によってその効力が生じます。	
大東市長	領収日付印 上記金額を領収いたしました。

（注）この納入通知書は領収証書をかねていますから５年間大切に保管してください。

納入書 ㊞家

㊞	口座番号	
	加入者	

（大東市）

様分	
年度	月分
市営住宅家賃（住宅等使用料）	
金額	円
	領収日付印

（金融機関用）

領収済通知書 ㊞家

㊞	口座番号	
	加入者	

（大東市）

様分	
年度	月分
市営住宅家賃（住宅等使用料）	
金額	円
大東市会計管理者様	
上記のとおり領収しましたので通知します。 取りまとめ金融機関 取りまとめ局 〒	領収日付印

（大東市保管用）

㊞住

（裏）

ご注意

１．納入期限は毎月末日です。
（１２月と翌年３月は２５日）
※期日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。
２．納入場所
大東市役所内金融機関派出所
および下記金融機関の本支店
【　　年　　月　　日現在】
銀行
信用金庫
信用組合
労働金庫
農業協同組合

様式第１８号（第１９条、第２０条の５関係）

督促状

年　　月　　日

様

大東市長

あなたが入居している市営住宅の　家　賃　共益費　が次のとおり滞納となっています。

つきましては、至急納入されるよう督促します。

年度　　月分　家　賃　共益費	滞納金額　　円

上記を含む　家　賃　共益費　滞納金額　（　　か月分　　円）

年　　月　　日現在

◎　納入については、すでにお送りしました納付書で　　年　　月末日（ただし、その日が金融機関休業日の場合は翌営業日）までにお近くの金融機関で納付されるかまでお願いします。

◎　この督促状についてのお問い合わせは、　　までお願いします。

電話　　内線

◎　本状到達前に、既に納入済みの場合は行き違いですからご了承ください。

様式第19号(第21条関係)

一時不在届出書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(入居者)住所

氏名

下記のとおり、一時不在の承認を受けたいので届け出ます。

<table>
<tr><td>住宅名および住宅番号</td><td colspan="6">住宅　　号</td></tr>
<tr><td>一時不在の理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>一時不在の期間</td><td colspan="6">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一時不在となる者の氏名等</td><td>氏　　名</td><td>年齢</td><td>続柄</td><td>氏　　名</td><td>年齢</td><td>続柄</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>一時不在時の連絡先</td><td colspan="6">電話　　―</td></tr>
</table>

様式第２０号（第２２条関係）

住宅相互交換申請書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（入居者）住所

氏名

次のとおり、住宅の相互交換を申請します。

住宅名および住宅番号	住宅　　号	
希望地域または住宅名	第１希望	
	第２希望	
希望住宅の構造	第１希望	
	第２希望	
使用料の程度		
理由		

様式第２１号（第２３条関係）

併用承認申請書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（入居者）住所

氏名

住宅以外の用途と併用をしたいので、大東市営住宅条例施行規則第２３条の規定により、次のとおり申請します。

住宅名および住宅番号	住宅　　号		
業務の種類			
使用者の氏名		入居者との続柄	
業務の免許証番号			
併用部分の場所			
開設予定年月日			
業務時間			
その他			

添付書類　誓約書、業務の免許証の写しおよび平面図

様式第22号(第23条関係)

併　用　承　認　決　定　通　知　書

年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで申請のあった住宅の併用承認については、下記のとおり決定したので、大東市営住宅条例第23条の規定により通知します。

決　定　の　内　容	・承認する ・不承認とする　（不承認の理由　　）

(以下承認の場合)

住宅名および住宅番号	住宅　　号
業　務　の　種　類	
使　用　者　の　氏　名	
併　用　承　認　日	

添付書類　誓約書
業務の免許証の写し
平面図

様式第２３号（第２４条関係）

模様替・増築承認申請書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（入居者）住所

氏名

次のとおり、模様替・増築をしたいので、承認されますよう申請します。なお、承認後、申請書内容と異なる場合は事情のいかんを問わずこの承認は無効となることを承知するとともに、住宅を明け渡す際は、入居者の費用で原状回復または撤去を行うことを誓約いたします。

住宅名および住宅番号	住宅　　号
用途	
模様替・増築の規模および構造	
工期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
理由	

備考　設計図、配置図等必要図面を添付のこと。

様式第24号(第24条関係)

模 様 替 ・ 増 築 承 認 決 定 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで申請のあった模様替または増築については、下記のとおり決定したので、大東市営住宅条例第24条の規定により通知します。

決 定 の 内 容	・承認する ・不承認とする　（不承認の理由　　）

(以下承認の場合)

住宅名および住宅番号	住宅　　号
承 認 の 内 容	
その他特記事項	

備考　当該住宅を明け渡すときは、模様替または増築を行った者の費用で、元の状態に回復するよう撤去等の工事を行うこと。(条例第24条)

様式第２５号（第２５条関係）

収入超過者認定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

大東市営住宅条例第２５条の規定により、あなたを収入超過者として認定しましたので通知します。

収入超過者として認定されている期間は、収入超過者の家賃として下記記載の家賃額を納付しなければなりません。

なお、収入超過者は当該入居している住宅を明け渡すよう努めてください。

記

住宅名および住宅番号	住宅　　号		
認定年度			
所得額合計	控除額合計	認定月収額	収入超過者認定基準額
円	円	円	円

氏名	所得額	氏名	所得額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

決定家賃額	減免額等	家賃納付額	家賃適用期間
円	円	円	年　月　日から 年　月　日まで

備考　この通知書による収入超過者としての認定について、意見を述べようとする場合は、この通知書の送付を受けた日から３０日以内に、収入認定意見申出書にその理由を証する書類を添付して申し出てください。

様式第２６号（第２５条関係）

高額所得者認定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

大東市営住宅条例第２５条の規定により、あなたを高額所得者として認定しましたので下記のとおり通知します。

高額所得者として認定されている期間は、近傍同種の住宅の家賃額を納付しなければなりません。

なお、高額所得者は当該入居している住宅の明渡請求の対象となります。

記

住宅名および住宅番号	住宅　　号		
認定年度			
所得額合計	控除額合計	認定月収額	高額所得者認定基準額
円	円	円	円

氏名	所得額	氏名	所得額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

決定家賃額	減免額等	家賃納付額	家賃適用期間
円	円	円	年　月　日から 年　月　日まで

備考　この通知書による高額所得者としての認定について、意見を述べようとする場合は、この通知書の送付を受けた日から３０日以内に、収入認定意見申出書にその理由を証する書類を添付して申し出てください。

様式第27号(第26条関係)

明　　渡　　請　　求　　書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

公営住宅法の規定に基づき、下記のとおり住宅を明け渡すよう請求します。

記

1　住宅名または住宅番号　　住宅　　号

2　明渡しの期限　　年　　月　　日

3　明渡し請求の理由

様式第28号(第26条関係)

住 宅 明 渡 期 限 延 長 申 請 書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(入居者)住所
氏名

年　　月　　日付け　　第　　号により、住宅の明渡請求を受けましたが、下記のとおり、明渡期限の延長を申請します。

住宅名および住宅番号	住宅　　号
明渡期限の延長理由	
理由を証明する書類	

様式第29号(第26条関係)

明 渡 期 限 延 長 決 定 書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで申請された住宅の明渡期限延長については、下記のとおり決定しましたので、大東市営住宅条例施行規則第26条の規定により通知します。

決 定 の 内 容	・承認する ・不承認とする　（不承認の理由　　）

(以下承認の場合)

住宅名および住宅番号	住宅　　号
住 宅 明 渡 期 限	年　　月　　日まで
住宅明渡しの延長期限	年　　月　　日まで

様式第30号(第28条関係)

住　宅　あ　っ　せ　ん　願

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(入居者)住所

氏名

下記のとおり、住宅のあっせんをお願いします。

住宅名および住宅番号		住宅　　号
希望地域	第1希望	
	第2希望	
希望住宅名	第1希望	
	第2希望	
希望する家賃の程度		
希望住宅の管理事業主体名		
月　　収		円
同　　居　　者		人

様式第31号(第30条関係)

住　宅　返　還　届

年　月　日

(あて先)大東市長

(入居者)住所
氏名

下記のとおり、住宅を明け渡したいので、届け出ます。

住宅名および住宅番号	住宅　　号
明渡年月日	年　月　日
最終家賃納付年月	年　月分まで納付済
公共料金等の処置	
模様替・増築の処置	
転居先・住所 (敷金送付先)	電話　—

(以下は記入しないでください。)

監理員所見	1　住宅の保管状況 2　模様替・増築の処置 3　その他	

(住宅監理員　　)

様式第３２号（第３４条関係）

（表）

91ミリメートル

第　　号

大　東　市　営　住　宅
監　理　員　之　証

職　名

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、大東市営住宅条例第６６条に規定する立入検査の資格を有する者であることを証明する。

年　　月　　日

大東市長　　印

63ミリメートル

（裏）

大東市営住宅条例抜粋

（立入検査）

第６６条　市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員または市長の指定した者に市営住宅等の検査をさせ、または入居者に対して適当な指示をさせることができる。

２　前項の検査において、現に使用している市営住宅等に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅等の入居者の承諾を得なければならない。

３　第１項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

※　住宅監理員でなくなったときは、直ちにこの証を返納すること。

様式第３３号（第３４条関係）

（表）

91ミリメートル

第　　号

大　東　市　営　住　宅
管　理　人　之　証

市営住宅名

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、大東市営住宅条例第３９条に規定する住宅管理人であることを証明する。

年　　月　　日

大東市長　　印

63ミリメートル

（裏）

大東市営住宅条例抜粋

（市営住宅監理員および市営住宅管理人）

第３９条　（略）

２　市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。

３　市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行うものとする。

大東市営住宅条例規則抜粋

（市営住宅管理人）

第３３条　市営住宅管理人の任期は、１年とし、原則として住宅団地ごとに市長が任命する。

様式第34号(第35条関係)

市営住宅使用許可申請書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(申請者)住　　所
法 人 名
代表者名　　印
電　　話

下記のとおり、市営住宅を使用したいので申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">希望住宅</td><td>住宅名および住宅番号</td><td colspan="3">住宅　　号</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>希 望 戸 数</td><td></td><td>入 居 人 数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　目　的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　方　法</td><td colspan="3">別紙の名簿記載者が、住宅として使用する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　期　間</td><td colspan="3">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会福祉法人等の概要・事業内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第35号(第35条関係)

市営住宅使用決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付で申請のあった市営住宅の使用許可申請については、下記のとおり決定したので、大東市営住宅条例第41条の規定により通知します。

決定の内容	・許可する ・不許可とする　（不許可の理由　　）

(以下許可の場合)

使用許可住宅名および住宅番号	住宅　　号
入居人数	
使用目的	
使用方法	別紙の名簿記載者が、住宅として使用する。
使用許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
使用料および納付期限	月額　　円　(毎月　　日まで)
許可条件	

様式第36号(第35条関係)

使 用 状 況 報 告 書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(報告者)所在地

法人名

代表者名　　印

年　　月　　日付け大東　　第　　号で使用許可を受けた市営住宅の使用状況について、大東市営住宅条例施行規則第35条の規定により下記のとおり報告します。

記

1　使用している住宅　　住宅　　号

2　使用状況

住　宅　使　用　期　間	市営住宅使用料の合計	入居者から徴収した家賃相当額の合計
年　　月　　日から 年　　月　　日まで	円	円

様式第３７号（第４２条関係）

市営住宅自動車駐車場使用許可申請書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（申請者）住　所

住宅名　　住宅　　棟第　　号

(ふりがな)

氏　名

電　話

市営住宅自動車駐車場の使用について、使用しようとする者が暴力団員でないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて警察の意見を聴くことに同意の上、大東市営住宅施行規則第 42 条の規定により、申請します。

<table>
<tr><td>申請区分</td><td colspan="3">１　新規　・　２　継続</td></tr>
<tr><td>使用期間</td><td colspan="3">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">駐車しようとする自動車の種類</td><td>車　　名</td><td></td><td>１　普通車
２　軽自動車</td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">駐　車　場　名</td><td>名　　称</td><td colspan="2">自動車駐車場</td></tr>
<tr><td>区画番号</td><td colspan="2">第　　号区画</td></tr>
<tr><td>利用区画</td><td colspan="2">１　普通区画　・　２　軽区画</td></tr>
</table>

備考１　この申請書の提出の際には、自動車検査証の写しを必ず添付してください。

添付されない場合は、受付できません。

２　自動車を新たに購入または買い換えされた場合は、購入後速やかに自動車検査証の写しを提出してください。

様式第38号(第42条関係)

市営住宅自動車駐車場使用決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

　　年　　月　　日付けで申請のあった市営住宅自動車駐車場の使用許可申請については、大東市営住宅条例施行規則第42条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定の内容	・許可する。 ・不許可とする。(理由)

(許可の場合)

使用駐車場名	名称		区画番号	第　　号
許 可 期 間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで			
使　用　料	月額　　円			
許可条件等				

　この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

　また、この決定があったことを知った日(市長に審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第３９号（第４２条の２関係）

市営住宅駐車自動車変更届出書

年　　月　　日

（あて先）大東市長

（申請者）住　所

住宅名　　住宅　　棟第　　号

(ふりがな)

氏　名

電　話

市営住宅自動車駐車場の使用について、下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

許可番号	年　　月　　日付　第　　号
駐車場名・区画	自動車駐車場　第　　号区画

（変更後を記入）

車　　種		1	普通車
		2	軽自動車
登録番号			
変更理由			
備考			

備考　自動車検査証の写しを必ず添付してください。

様式第４０号（第４２条の２関係）

市営住宅自動車駐車場使用料変更通知書

第　　号

年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付で届け出のあった駐車自動車の変更に伴い、駐車場使用料を下記のとおり変更したので、大東市営住宅条例施行規則第４２条の２の規定により、通知します。

記

車　　種	
登録番号	
変更後の使用料	円

備考　この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日（市長に審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第41号(第44条関係)

自動車駐車場使用料減免申請書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(申請者)住　所

住宅名　　住宅　　棟　　号

氏　名

電　話　　―　　―

自動車駐車場使用料の減免について、大東市営住宅条例施行規則第44条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使 用 者	
駐車場名	自動車駐車場
区画番号	第　　号区画
申請理由	(該当する項目に○印を付けてください。) 1　災害による損害を受け、生活が著しく困難になったため。 2　身体障害者等が大阪府公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けているため。 3　生活扶助を受けている被保護世帯で自動車を保有することが特に認められているため。 4　使用者に係る世帯全員の市民税が非課税であるため。

備考　申請理由の「1」に該当する場合は「り災証明書」を、「2」に該当する場合は「駐車禁止除外指定車標章の写し」を、「3」に該当する場合は「生活保護受給証明書」を、「4」に該当する場合は「使用者に係る世帯全員の市民税非課税証明書」を添付してください。

様式第42号(第44条関係)

自動車駐車場使用料減免決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで申請のあった自動車駐車場使用料の減免については、大東市営住宅条例施行規則第44条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

□　次のとおり自動車駐車場使用料の減免を承認します。

<table>
<tr><td colspan="2">許 可 番 号</td><td colspan="4">年　　月　　日付け　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用駐車場</td><td>名称</td><td></td><td>区画番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">減免の内容</td><td>月額</td><td colspan="4">円(減免後の使用料　　円)</td></tr>
<tr><td>期間</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

□　次の理由で自動車駐車場使用料の減免を不承認とします。

不承認の理由	

様式第43号(第44条の2関係)

督促状

年　　月　　日

様

大東市長

あなたが使用している市営住宅自動車駐車場の使用料が次のとおり滞納となっています。つきましては、至急納入されるよう督促します。

年度　　月分	滞納金額 円
使用区画	駐車場　第　　号区画

上記を含む市営住宅自動車駐車場使用料滞納金額（　　か月分　　円）

年　　月　　日現在

◎　納入については、すでにお送りしました納付書で　　年　　月末日（ただし、その日が金融機関休業日の場合は翌営業日）までにお近くの金融機関で納付されるかまでお願いします。

◎　この督促状についてのお問い合わせは、　　までお願いします。

電話　　内線

◎　本状到達前に、既に納入済みの場合は行き違いですからご了承ください。

様式第44号(第45条関係)

自動車駐車場返還届出書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(届出者)住　所

住宅名　　住宅　　棟　　号

氏　名

電　話　　―　　―

駐車場を返還したいので、大東市営住宅条例施行規則第45条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

返還者住所				
返還者氏名				
返還年月日				
返還駐車場	名称		区画番号	第　　号

様式第１号（第４条の３関係）

様式第２号（第４条の３関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号　削除

様式第５号（第８条関係）

様式第６号（第９条関係）

様式第７号（第１０条関係）

様式第８号（第１０条関係）

様式第９号（第１１条関係）

様式第１０号（第１２条関係）

様式第１１号（第１２条関係）

様式第１２号（第１４条関係）

様式第１３号（第１４条関係）

様式第１４号（第１４条・第２５条関係）

様式第１５号（第１７条関係）

様式第１６号（第１７条関係）

様式第１７号（第１８条関係）

様式第１８号（第１９条、第２０条の５関係）

様式第１９号（第２１条関係）

様式第２０号（第２２条関係）

様式第２１号（第２３条関係）

様式第２２号（第２３条関係）

様式第２３号（第２４条関係）

様式第２４号（第２４条関係）

様式第２５号（第２５条関係）

様式第２６号（第２５条関係）

様式第２７号（第２６条関係）

様式第２８号（第２６条関係）

様式第２９号（第２６条関係）

様式第３０号（第２８条関係）

様式第３１号（第３０条関係）

様式第３２号（第３４条関係）

様式第３３号（第３４条関係）

様式第３４号（第３５条関係）

様式第３５号（第３５条関係）

様式第３６号（第３５条関係）

様式第３７号（第４２条関係）

様式第３８号（第４２条関係）

様式第３９号（第４２条の２関係）

様式第４０号（第４２条の２関係）

様式第４１号（第４４条関係）

様式第４２号（第４４条関係）

様式第４３号（第４４条の２関係）

様式第４４号（第４５条関係）